

## (1) 設立認証申請書

設立認証申請書とは、法人の設立認証を申請するもので、県で様式を定めています。記載例を参考に作成してください。

### ① 記載例（規則第1号様式）

特定非営利活動法人設立認証申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

香川県知事 〇〇〇〇 殿

申請書を提出(郵送)する日付を記載してください。

申請者 住所又は居所 〇〇市・郡〇〇町〇〇番地〇号  
 氏名 〇〇 〇〇  
 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

基本的に、設立総会等で選任された設立代表者が、申請者になります。  
 申請者が役員の場合は、住民票等と一致していることを確認してください。

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

定款に記載した名称のとおり記載してください。

1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

2 代表者の氏名 〇〇 〇〇

所在地は、字地番まで正確に記載してください。

3 主たる事務所の所在地 〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

4 その他の事務所の所在地 〇〇市・郡〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

その他の事務所がない場合は、「なし」と記載してください。

5 定款に記載された目的 この法人は、・・・

定款に規定する「目的」とおり記載してください。

## (2) 定款

特定非営利活動法人の定款は、法人の目的や活動、運営などについて定めた根本規定であり、役員、社員総会及び理事会などの法人の機関だけでなく、法人の構成員全体を拘束するもので、法人運営の「要」となるものです。定款には、法に規定され、必ず記載しなければならない「必要的事項」と、法人の運営方法により任意で記載する事項があります。

例えば、総会の評決等を書面（紙）に加えて電子メールなどの電磁的方法により可能とする場合は、その旨を記載する必要があります。どのような運営（自治）を行うのか法人の運営に沿った定款を作成しましょう。なお、この書類は、所轄庁において、公衆の縦覧に供されます。